		(5)　販売サポート部門における割引サービス等の受付オーダーのシステムへの投入及び顧客データベースの維持管理のうち、通話に係るもの又はテレホンカードの販売及び作成等に係る原価	施行規則第14条第２号イ及びロに掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る原価のうち、テレホンカードに関するもの（報奨金に係るものを除く。）以外のもの			
		(6)　広報又は宣伝に係る原価	第一号基礎的電気通信役務の能動的な営業活動を目的とする広報又は宣伝に係る原価			
		(7)　企画業務に係る原価	一の科目イ(1)から(6)まで及びロ(1)から(3)までにおいて控除される前の原価に占める控除された原価の割合に５の欄に掲げる値を乗じたもの			
	ロ　注文履行費	(1)　販売サポート部門における加入電話の新規申込み、移転等の受付オーダーのシステムへの投入及び顧客データベースの維持管理に係る原価のうち、加入者管理に係るもの				
		(2)　料金の受入業務に係る原価				
		(3)　通話に係るデータの蓄積若しくは料金の計算、料金請求書の編集、作成若しくは発行又は料金の督促若しくは回収等に係る原価	施行規則第14条第２号イに掲げる第一号基礎的電気通信役務に係る原価のうち、割引通話に係る原価			
		(4)　貸倒損失又は貸倒引当金繰入額に係る原価				